地方公共団体コード						表番号	
1 1	0	3	4	5	4	7 6	9 8

第69表　納税義務者数に関する調

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分 / 個人・法人の別	行番号	(1) 総数 (イ)(人)	(2) 法定免税点未満のもの (ロ)(人)	(3) 法定免税点以上のもの (イ)－(ロ) (ハ)(人)
個人	9 0 1 0	12 169	21 73	30 38 96
法人	0 2 0	738	327	411
合計	0 3 0	907	400	507

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8 0

第70表　償却資産の価格等に関する調（市町村計）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

種類		行番号	(1) 決定価格（千円）	(2) 課税標準額（千円）	(3) 課税標準額の内訳 課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)（千円）	(4) 課税標準額の内訳 (イ)以外のもの（ロ）（千円）
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	010	5,920,738	5,907,682	2,611	5,905,071
	機械及び装置	020	4,697,593	4,538,875	76,687	4,462,188
	船舶	030		0		
	航空機	040		0		
	車両及び運搬具	050	63,256	63,256		63,256
	工具，器具及び備品	060	2,346,238	2,346,238		2,346,238
	小計（ハ）	070	13,027,825	12,856,051	79,298	12,776,753
法十九三百八関係	総務大臣が価格等を決定し，配分したもの	080	3,942,291	3,859,785		
	道府県知事が価格等を決定し，配分したもの	090	40,217	32,643		
	小計（ニ）	100	3,982,508	3,892,428		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		110				
合計（ハ）+（ニ）+（ホ）		120	17,010,333	16,748,479		
同内上訳	市町村分の額	130		16,748,479		
	道府県分の額	140				

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8

第71表　償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

種類		行番号	(1) 決定価格（千円）	(2) 課税標準額（千円）	(3) 課税標準額の内訳 課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)（千円）	(4) 課税標準額の内訳 (イ)以外のもの(ロ)（千円）
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	010	142,671	142,671		142,671
	機械及び装置	020	361,341	361,341		361,341
	船舶	030		0		
	航空機	040		0		
	車両及び運搬具	050		0		
	工具，器具及び備品	060	97,578	97,578		97,578
	小計（ハ）	070	601,590	601,590	0	601,590
法十九第三条百関八係	総務大臣が価格等を決定し，配分したもの	080				
	道府県知事が価格等を決定し，配分したもの	090				
	小計（ニ）	100	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		110				
合計（ハ）+（ニ）+（ホ）		120	601,590	601,590		
同内上訳	市町村分の額	130		601,590		
	道府県分の額	140				

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	2

第72表　償却資産の価格等に関する調（法人分）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

種類		行番号	(1) 決定価格（千円）	(2) 課税標準額（千円）	(3) 課税標準額の内訳 課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)（千円）	(4) 課税標準額の内訳 (イ)以外のもの（ロ）（千円）
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	010	5,778,067	5,765,011	2,611	5,762,400
	機械及び装置	020	4,336,252	4,177,534	76,687	4,100,847
	船舶	030		0		
	航空機	040		0		
	車両及び運搬具	050	63,256	63,256		63,256
	工具，器具及び備品	060	2,248,660	2,248,660		2,248,660
	小計（ハ）	070	12,426,235	12,254,461	79,298	12,175,163
法十第九三条百関八係	総務大臣が価格等を決定し，配分したもの	080	3,942,291	3,859,785		
	道府県知事が価格等を決定し，配分したもの	090	40,217	32,643		
	小計（ニ）	100	3,982,508	3,892,428		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		110				
合計（ハ）+（ニ）+（ホ）		120	16,408,743	16,146,889		
同内上訳	市町村分の額	130		16,146,889		
	道府県分の額	140				

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8

第73表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（１）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)/(C) (B)	(3) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法第三百四十九条の三	第１項	（新線構築物）	010		1	3	
			020		2	3	
		（新線立体交差化施設）	030		1	6	
			040		1	3	
	第２項	（ガス事業用資産）	050		1	3	
			060		2	3	
	第３項	（農業協同組合等共同利用機械）	070		1	2	
	第４項	（外航船舶）	080		1	6	
		（準外航船舶）	090		1	4	
	第５項	（内航船舶）	100		1	2	
	第６項	（離島航路事業用内航船舶（349条の3⑤との連乗後））	110		1	6	
	第７項	（国際路線用航空機）	120		1	5	
			130		1	10	
			140		2	15	
	第８項	（離島路線用航空機）	150		1	3	
			160		2	3	
		（小型離島航空機）	170		1	4	
	第９項	（日本放送協会）	180		1	2	
	第10項	（日本原子力開発機構）	190		1	3	
			200		2	3	
	第12項	（新幹線に係る鉄軌道用資産）	210		1	6	
			220		1	3	

地方公共団体コード							表番号	
1	1	0	3	4	5	4	7	3

第73表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（１）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係つづき）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法第三百四十九条の三	第13項	①（青函・本四 鉄道施設）	230		1	6	
		②（青函・本四 新線構築物）	240		1	18	
			250		1	9	
		③（青函・本四 新線立体交差化施設）	260		1	36	
			270		1	18	
		④（青函・本四 変・送電用資産）	280		1	10	
	第14項	（河川事業鉄軌道用資産）	290		2	3	
			300		5	6	
			310		1	6	
			320		1	3	
	第15項	（宇宙航空研究開発機構）	330		1	3	
			340		2	3	
	第16項	（海洋研究開発機構）	350		1	3	
			360		2	3	
	第17項	（水資源機構）	370		1	2	
			380		3	4	
	第18項	①（特定地方交通線）	390		1	4	
		②（新線構築物）	400		1	12	
			410		1	6	
		③（新線立体交差化施設）	420		1	24	
			430		1	12	
		④（河川事業鉄軌道用資産）	440		1	6	
			450		5	24	
			460		1	24	
			470		1	12	
		⑤（変・送電用資産）	480		3	20	

地方公共団体コード						表番号			
1	1	0	3	4	5	4	7	3	8

第73表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（１）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係つづき）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)/(C) (B)	(3) 課税標準の特例率 (B)/(C) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法第三百四十九条の三	第19項（新ｴﾈﾙｷﾞｰ・産業技術総合開発機構）	490	12	25 1	27 3	29
		500		2	3	
	第20項（科学技術振興機構）	510		1	2	
	第22項（新関西国際空港㈱）	520		1	2	
	第23項（信用協同組合等）	530		3	5	
	第24項（変・送電用資産(鉄道事業用)）	540		3	5	
	第25項（中部国際空港㈱）	550		1	2	
	第26項（外国貿易用コンテナー）	560		4	5	
	第27項（家庭的保育事業）（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	570		1	2	
	第28項（居宅訪問型保育事業）（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	580		1	2	
	第29項（事業所内保育事業）（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	590		1	2	
	第30項（認定生活困窮者就労訓練事業）	600		1	2	
	第31項（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）	610		1	3	
		620		2	3	
	（国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡）	630		1	2	
	第32項（量子科学技術研究開発機構）	640		1	3	
		650		2	3	
	第33項（世界遺産）	660		1	3	
法第349条の３の４	（被災代替償却資産）	670		1	2	
合計		680	0	－	－	0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1						4	

第74表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（２）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法第三百四十九条の三	旧第１項	（送電用資産・電気事業用）	010		2	3	
		（変電所・電気事業用）	020		3	4	
	旧第２項	（ガス事業用資産）	030		2	3	
			040		5	6	
	旧第13項	（立体交差化施設）	050		－	－	
	旧第18項	（熱供給事業用資産）	060		1	3	
			070		2	3	
	旧第19項	（地下道又は跨線道路橋）	080		1	2	
	旧第21項	（車庫構築物・立体交差化施設）	090		1	3	
	旧第27項	（生物系特定産業技術研究推進機構）	100		1	6	
			110		1	3	
	旧第24項	（特定鉄道路線構築物）	120		1	2	
	旧第25項	（日本電気計器検定所）	130		1	2	
			140		1	3	
			150		1	6	
	旧第26項	（日本消防検定協会）	160		1	2	
			170		1	3	
			180		1	6	
	旧第27項	（小型船舶検査機構）	190		1	2	
			200		1	3	
			210		1	6	
	旧第28項	（軽自動車検査協会）	220		1	2	
			230		1	3	
			240		1	6	
	旧第31項	（社会保険診療報酬支払基金）	250		1	3	
			260		1	6	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8

第74表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（２）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係つづき）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)/(C) (B)	(3) 課税標準の特例率 (B)/(C) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法第三百四十九条の三	旧第32項（高圧ガス保安協会）	270	12	1	2	29
		280		1	3	
		290		1	6	
	旧第32項（自動車安全運転センター）	300		1	3	
		310		1	6	
	旧第33項（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）	320		1	2	
	旧第34項（有線放送電話業務用資産）	330		2	3	
		340		1	2	
		350		1	6	
	合計	360	0	－	－	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（３）
（法附則第15条関係）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法附則第十五条	第１項（特定貨物自動車中継輸送施設等）	010		1	2	
		020		3	4	
	第２項（公共の危害防止施設等）	030		1	2	
		040		2	3	
		050		1	3	
		060		3	4	
		070	15,667	1	6	2,611
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	080		1	3	
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	090		3	4	
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	100		－	－	
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	110		－	－	
	第３項（国内路線用航空機）	120		2	5	
		130		1	4	
		140		3	8	
		150		2	3	
	第４項（沖縄電力㈱）	160		2	3	
	第５項（大規模地震防災応急対策用資産）	170		2	3	
	第６項（低公害車燃料等供給施設）	180		1	2	
		190		3	4	
		200		5	6	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（３）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法附則第十五条	第７項	(国際船舶)	9 210	12	25 1	27 18	29
		(特定船舶)	220		1	36	
	第８項	①(特定鉄道事業譲受資産)	230		1	2	
		②(新線構築物)	240		1	6	
			250		1	3	
		③(立体交差化施設)	260		1	12	
			270		1	6	
		④(河川事業鉄軌道用資産)	280		1	3	
			290		5	12	
			300		1	12	
			310		1	6	
		⑤(変・送電用資産)	320		3	10	
	第９項	(鉄道車両安全向上設備)	330		1	3	
	第10項	(低床車両)	340		1	3	
	第11項	(新造改良車両(鉄道事業))	350		2	3	
			360		3	5	
			370		3	4	
	第12項	(PFI公共施設)	380		1	2	
	第13項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	390		−	−	
		(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	400		−	−	
	第14項	(都市鉄道施設)	410		2	3	
	第15項	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	420		1	2	
			430		3	5	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「−」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（３）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円）
法附則第十五条	第16項（鉄道事業再構築事業）	440		1	4	
	第17項（バイオ燃料製造設備）	450		1	2	
		460		2	3	
		470		3	4	
		480		5	6	
	第19項（国際戦略港湾等の荷さばき施設等）	490		1	2	
		500		2	3	
	第20項（津波対策に資する港湾施設等）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	510		－	－	
	第22項（津波避難施設等）（指定避難施設（わがまち特例）適用分）	520		－	－	
	第22項（津波避難施設等）（協定避難施設（わがまち特例）適用分）	530		－	－	
	第23項（移動等円滑化のための設備）	540		2	3	
	第24項（ペロブスカイト太陽電池）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	550		2	3	
	第24項（太陽光1,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	560		2	3	
	第24項（太陽光1,000kw以上）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	570		3	4	
	第24項（洋上風力（再エネ海域利用法））（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	580		13	14	
	第24項（洋上風力（港湾法））（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	590		3	4	
	第24項（陸上風力（温対法・農山漁村再エネ法））（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	600		3	4	
	第24項（風力20kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	610		3	4	
	第24項（風力20kw以上）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	620		2	3	
	第24項（水力5,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	630		1	2	
	第24項（水力5,000kw以上）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	640		3	4	
	第24項（地熱1,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	650		2	3	
	第24項（地熱1,000kw以上）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	660		1	2	
	第24項（バイオマス10,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	670		1	2	
	第24項（バイオマス10,000kw以上20,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	680		2	3	
	第24項（第2号に規定する一定のバイオマス）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	690		－	－	
	第25項（鉄道耐震補強設備）	700		2	3	
	第26項（特定貨物取扱埠頭の港湾施設）	710		2	3	
	第27項（浸水防止用設備）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	720		2	3	

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（３）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
			9	12	25 (B)	27 (C)	29
法附則第十五条	第28項（協定特定港湾施設）		730		1	2	
			740		5	6	
			750		2	3	
	第29項（無電柱化）		760		1	2	
			770		3	4	
	第32項（地域福利増進事業）		780		2	3	
			790		3	4	
	第33項（農業協同組合等共同利用機械）		800		1	2	
	第34項（認定就農者）		810		2	3	
	第36項（滞在快適性等向上施設）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）		820		－	－	
	第37項（ローカル５Ｇ）		830		1	2	
	第38項（シェアサイクルポート）		840		3	4	
	第39項（雨水貯留浸透施設）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）		850		－	－	
	第41項（カーボンニュートラルポート）		860		2	3	
	第42項	（先端設備等）R5.4.1～R7.3.31取得	870	49,178	1	2	24,588
		「870行」のうち、R5.4.1～R6.1.1取得	880	13,690	1	2	6,845
		「870行」のうち、R6.1.2～R7.1.1取得	890	13,901	1	2	6,950
		「870行」のうち、R7.1.2～R7.3.31取得	900	21,587	1	2	10,793
		（賃上げ目標設定事業者）R5.4.1～R7.3.31取得	910	156,297	1	3	52,099
		「910行」のうち、R5.4.1～R6.1.1取得	920	2,028	1	3	676
		「910行」のうち、R6.1.2～R7.1.1取得	930	154,269	1	3	51,423
		「910行」のうち、R7.1.2～R7.3.31取得	940		1	3	
		（賃上げ目標設定事業者）R7.4.1～R9.3.31取得	950		1	2	
		（賃上げ目標設定事業者）R7.4.1～R9.3.31取得	960		1	4	
	第43項（道路運送高度化事業）		970		1	3	
	第44項（鉄道豪雨対策）		980		2	3	
			990		3	4	
合計			1010	221,142	－	－	79,298

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	6

第76表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（４）
（法附則第15条関係）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)/(C) (B)	(3) 課税標準の特例率 (B)/(C) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法附則第十五条	旧第１項（倉庫等）	010		2	3	
		020		3	5	
	旧第３項（公害防止設備）	030		1	3	
		040		2	3	
		050		3	4	
		060		1	2	
	旧第５項（公共危害防止構築物）	070		3	5	
		080		1	2	
		090		1	3	
	旧第６項（公害防止優良更新施設）	100		1	2	
		110		2	3	
	旧第６項（日本貨物鉄道㈱の新造車両）	120		2	3	
	旧第７項（産業廃棄物焼却施設等）	130		2	3	
		140		5	6	
	旧第７項（日本貨物鉄道㈱の新造車両）	150		3	5	
	旧第８項（雨水貯留浸透施設）	160		2	3	
		170		1	2	
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	180		－	－	
	旧第14項（旧国際電信電話㈱）	190		3	5	
		200		1	2	
	旧第14項（新造車両(流通業務)）	210		2	3	
		220		3	5	
	旧第15項（地方卸売市場）	230		4	5	
		240		3	4	
	旧第17項 ①(立体交差化施設)	250		1	6	
	②(旧交納付金法附則第19項)	260		－	－	
	③(旧交納付金法附則第20項)	270		－	－	
	旧第19項（指定法人等の大規模外貿埠頭）	280		1	2	
	旧第20項（水力発電施設の魚道）	290		2	3	
	旧第20項（スーパー中枢港湾）	300		1	2	
	旧第21項（国立大学校舎）	310		1	2	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	6

第76表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（４）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) (B)/(C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法附則第十五条	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	320	12	25 －	27 －	29
	旧第32項（特定事業所内保育施設）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	330		－	－	
	旧第33項（帰還環境整備推進法人）	340		1	3	
	旧第36項（公共荷さばき施設）	350		1	2	
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	360		1	2	
		370		1	4	
	旧第37項（立地誘導促進施設）	380		2	3	
	合計	390	0	－	－	0

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8

第77表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（５）
（法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2,法附則第16条の3）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分				行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法附則第十五条の二	第１項 ①（旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設）			9 010	12	25 1	27 3	29
	第二項		①（ＪＲ北海道・四国に係る特例）	020		1	2	
		ＪＲ北海道・四国に係る特例と法第三百四十九条の三各項との連乗	②（新線構築物）	030		1	6	
				040		1	3	
			③（新線立体交差化施設）	050		1	12	
				060		1	6	
			④（新幹線鉄軌道用資産）	070		1	12	
				080		1	6	
			⑤（青函・本四　鉄道施設）	090		1	12	
			⑥（青函・本四　新線構築物）	100		1	36	
				110		1	18	
			⑦（青函・本四　新線立体交差化）	120		1	72	
				130		1	36	
			⑧（青函・本四　変・送電用資産）	140		1	20	
			⑨（河川事業等に係る鉄軌道用資産）	150		1	3	
				160		5	12	
				170		1	12	
				180		1	6	
			⑩（車庫構築物・立体交差化施設）	190		1	6	
			⑪（変・送電用資産）	200		3	10	
			⑫（新造改良車両（鉄道事業））	210		1	3	
				220		3	10	
			⑬（鉄道耐震補強設備）	230		1	3	
			⑭（鉄道豪雨対策）	240		1	3	
			⑮（鉄道豪雨対策（JR本州３社））	250		3	8	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8

第77表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（５）
（法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2,法附則第16条の3つづき）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法附則第十五条の三	①（旅客会社等に係る承継特例）	9 260	12	25 3	27 5	29
旧交納付金法との連乗（承継特例とＪＲ北海道・四国に係る特例、	②（旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設）	270		－	－	
	③（ＪＲ北海道・四国に係る特例）	280		3	10	
	④（ＪＲ北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設）	290		－	－	
法附則第16条の２	第11項（令和２年７月豪雨　被災代替償却資産）	300		1	2	
法附則第16条の２	旧第11項（平成28年熊本地震　被災代替償却資産）	310		1	2	
法附則第16条の２	旧第11項（阪神・淡路大震災・立体交差化施設）	320		1	3	
法附則第16条の３	旧第11項（平成30年７月豪雨　被災代替償却資産）	330		1	2	
合計		340	0	－	－	0

地方公共団体コード						表番号		
1	1	0	3	4	5	4	7	8

第78表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（６）
（法附則第56条,法附則第56条の2等）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) (B)/(C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法附則第56条	第14項（東日本大震災・居住困難区域）	010		1	2	
	旧第12項（東日本大震災）	020		1	2	
法附則第五十六条の二	旧第３項（被災代替鉄道施設等）	030		2	3	
	旧第４項 ①（被災特定地方交通線）	040		1	4	
	②（新線構築物）	050		1	6	
	③（新線立体交差化施設）	060		1	12	
	④（河川事業鉄軌道用資産）	070		5	24	
		080		1	12	
令和３年地方税法等改正法附則第13条第1項（旧法附則第64条）	（新型コロナ先端設備等）R3.4.1～R5.3.31取得分	090	29,930	0	0	
合計		100	29,930	－	－	0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	9

第79表　償却資産の段階別納税義務者数に関する調（市町村計）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者数（人）	(2) 課税標準額（千円）
150万円未満のもの			010	400	200,212
150万以上160万円未満のもの			020	12	18,684
160万以上170万円未満のもの			030	11	17,982
170万以上180万円未満のもの			040	9	15,805
180万以上190万円未満のもの			050	10	18,373
190万以上200万円未満のもの			060	7	13,633
200万以上250万円未満のもの			070	32	71,802
250万以上300万円未満のもの			080	49	134,502
300万以上1,000万円未満のもの			090	195	1,095,965
1,000万以上2,000万円未満のもの			100	80	1,125,512
2,000万以上3,000万円未満のもの			110	32	774,563
3,000万以上1億円未満のもの			120	42	2,062,045
1億円以上のもの			130	28	11,399,613
計			140	907	16,948,691
計の内訳	法第389条関係	大臣配分分	150	7	3,860,622
		知事配分分	160	1	32,643
	法第743条関係		170		

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 8 0

第80表　償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者数（人）	(2) 課税標準額（千円）
150万円未満のもの			010	73	37,750
150万以上160万円未満のもの			020	1	1,574
160万以上170万円未満のもの			030	2	3,244
170万以上180万円未満のもの			040	5	8,747
180万以上190万円未満のもの			050	2	3,700
190万以上200万円未満のもの			060	1	1,930
200万以上250万円未満のもの			070	10	22,195
250万以上300万円未満のもの			080	18	49,625
300万以上1,000万円未満のもの			090	44	240,230
1,000万以上2,000万円未満のもの			100	9	117,726
2,000万以上3,000万円未満のもの			110		
3,000万以上1億円未満のもの			120	4	152,619
1億円以上のもの			130		
計			140	169	639,340
計の内訳	法第389条関係	大臣配分分	150		
		知事配分分	160		
	法第743条関係		170		

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 8 1 8

第81表　償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者数（人）	(2) 課税標準額（千円）
150万円未満のもの			9 0 1 0	12 327	21 33 162,462
150万以上160万円未満のもの			9 0 2 0	12 11	21 33 17,110
160万以上170万円未満のもの			9 0 3 0	12 9	21 33 14,738
170万以上180万円未満のもの			9 0 4 0	12 4	21 33 7,058
180万以上190万円未満のもの			9 0 5 0	12 8	21 33 14,673
190万以上200万円未満のもの			9 0 6 0	12 6	21 33 11,703
200万以上250万円未満のもの			9 0 7 0	12 22	21 33 49,607
250万以上300万円未満のもの			9 0 8 0	12 31	21 33 84,877
300万以上1,000万円未満のもの			9 0 9 0	12 151	21 33 855,735
1,000万以上2,000万円未満のもの			9 1 0 0	12 71	21 33 1,007,786
2,000万以上3,000万円未満のもの			9 1 1 0	12 32	21 33 774,563
3,000万以上1億円未満のもの			9 1 2 0	12 38	21 33 1,909,426
1億円以上のもの			9 1 3 0	12 28	21 33 11,399,613
計			9 1 4 0	12 738	21 33 16,309,351
計の内訳	法第389条関係	大臣配分分	9 1 5 0	12 7	21 33 3,860,622
		知事配分分	9 1 6 0	12 1	21 33 32,643
	法第743条関係		9 1 7 0	12	21 33